

令和 6 年 3 月 11 日

ご利用者・ご家族 各位

LIFE・DESIGN 株式会社
代表取締役 勝矢 圭一

ショートステイ王樹の長期間（30 日超）の利用について

拝啓 啓蟄の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ですが、ショートステイの 30 日を超える継続した長期利用について、2015 年 4 月の介護保険法改正より当施設に対して 305 円/日の減算が適用されてまいりました。これは長期間の継続利用が、ショートステイの本来の目的を逸脱することに対するペナルティという主旨です。しかし、長期継続利用せざるを得ないご利用者等の事情を考慮し、その減算分（9,000 円超/月）を当施設が受け入れてきたという経過がございます。

ところが今春 4 月 1 日の法改正により、これがさらに厳格化され、60 日を超える場合は 750 円前後/日（介護度によって変動）の減算が適用されます。つまり、弊社にとっては最大 23,000 円/月の減収が予測され、現状のサービス提供の維持が困難になる恐れがあります。具体的には、入浴やオムツ交換の頻度等を見直さざるを得ない可能性があるということです。

そこで、30 日を超えて継続利用される方で、現状のサービスの維持を希望される場合は、大変恐縮ではございますが、以下のご負担をお願いいたします。

1. 連続 31 日目から 60 日 → 継続利用サービス維持費 I：300 円/日（税別）
2. 連続 60 日超 → 継続利用サービス維持費 II：750 円/日（税別）

なお、2 泊 3 日以上で外泊（帰宅）等された場合は連続日数がリセットされ、当施設に戻られた翌日から再起算することとなります。

また、継続利用サービス維持費は介護保険外の取り扱いとなるため課税対象となります。

詳細は施設長の本田、もしくは副施設長兼相談員の鎌田より個別にご説明させていただきます。皆様にはご負担をお掛けするかもしれませんが、これまでの経過をご理解いただくとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和 6 年 3 月 11 日

関係者各位

LIFE・DESIGN 株式会社
代表取締役 勝矢 圭一

ショートステイ王樹の長期間（30 日超）の利用について

拝啓 啓蟄の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

早速ではございますが、ショートステイの 30 日を超える継続した長期利用について、2015 年 4 月の介護保険法改正より 305 円/日の減算が適用され、これは長期間の継続利用が、ショートステイの本来の目的にそぐわないことに対するペナルティということは周知の通りです。ただ個人的には、このペナルティは果たして施設が受けるべきものなのかという法制度と実態の矛盾を感じていたのも事実です。しかしこの 9 年間は、長期継続利用せざるを得ないご利用者等の事情を考慮し、その減算分（9,000 円超/月）を当施設が受け入れてきたという経過がございます。

そしてすでにご存知のように、今春の法改正により、これがさらに厳格化され、60 日を超える場合は 750 円前後/日（介護度によって変動）の減算が適用されます。つまり、弊社にとっては最大 23,000 円/月超の減収が予測され、現状のサービス提供の維持が困難になる恐れがあります。また、ご自身の事情で減算が適用されたご利用者と、通常の介護報酬単価のご利用者が全く同等のサービスを楽しむことは、平等性に欠けることでもあります。

そこで、長崎市福祉総務課の了承を得たうえで、30 日を超えて継続利用される方のうち、現状のサービスの維持を希望される場合は、以下のご負担をお願いしております。

1. 連続 31 日目から 60 日 → 継続利用サービス維持費 I：300 円/日（税別）
2. 連続 60 日超 → 継続利用サービス維持費 II：750 円/日（税別）

注）2 泊 3 日以上で帰宅等された場合は連続日数がリセットされ、当施設に戻られた翌日から再起算することといたします。また、継続利用サービス維持費は介護保険外の取り扱いとなるため課税対象となります。

詳細は施設長の本田、もしくは副施設長兼相談員の鎌田より個別にご説明させていただいております。ケアマネジャー様をはじめとする関係者の皆様にも、これまでの経過と今回の対応をご理解いただくとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和 6 年 3 月 11 日

ご利用者・ご家族 各位

LIFE・DESIGN 株式会社
代表取締役 勝矢 圭一

令和 6 年度介護報酬改定に伴う一部利用料金の変更について

拝啓 啓蟄の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 6 年度の介護報酬改定に伴い短期入所生活介護（ショートステイ）の利用単位数並びに利用料金が一部変更となります。

詳細は、同封の「利用料金表」並びに「ショートステイ王樹の長期間（30 日超）の利用について」をご確認ください。

ご確認いただき、ご同意いただいた場合は、同封の同意書に必要事項をご記入のうえ、3 月 31 日（日）までにご返送もしくはご提出をお願いいたします。

介護報酬改定に伴い、ご負担をお掛けいたしますが、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

介護報酬改定に伴う介護報酬等見直しに係る同意書

私は、2024年4月1日の介護保険法改正に伴う介護報酬の見直し、及び30日を超える長期継続利用に係る継続利用サービス維持費の算定について同意いたします。

令和6年 3月 日

ご利用者 氏名

ご家族 氏名(続柄) ()

ご利用者ご本人の署名が直筆の場合はご家族の署名は不要です。